

2020年4月8日

ご契約者様へ

DIC エステート株式会社
保 険 部

緊急事態宣言に伴うご契約の取扱いについて（お知らせ）

平素より当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり昨日4月7日に東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・大阪府・兵庫県・福岡県を対象とした「緊急事態宣言」が発令されました。

金融庁による『新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）』（金監督第615号、令和2年3月13日）に基づき保険会社が一部のご契約者様に「特別措置」を講じておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

当社は、今後も、社内外への感染拡大の抑止と皆様の安全確保を最優先に、関係各所と連携し、対応してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【ご契約について】

保険会社は、ご契約の手続き・保険料お支払いの猶予等の特別措置を講じています。

ご契約者様がお手続きをできなかった場合に限らず、当社（代理店）の都合によりお手続きができなかった場合も現在のご契約と同じ内容にて補償（継続）されることになります。ただし、一定の要件等がございますので、次の「特別措置の概要」をご確認ください。

※ご参考

一般社団法人日本損害保険協会「新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様へ」

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2020/2004_01.html)

一般社団法人生命保険協会「新型コロナウイルス感染症にかかる特別取扱いについて」

(<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200317.html>)

【特別措置の概要】

新型コロナウイルス感染症により、金融上の措置要請または国・日本損害保険協会により指定された適用地域において影響を受けた※1契約者から適用の申し出があり、保険会社において影響を確認し、特別措置適用対象者※2に該当すると認められる場合に適用されます。

具体的な申請方法、補償内容等につきましては、保険会社によって取扱いが異なりますので、該当する恐れがある方については、当社までお問い合わせください。

※1 「影響を受けた」とは、「新型コロナウイルス感染症に罹患した」といった直接的な影響だけでなく、「感染疑義（罹患者との濃厚接触）に伴う自宅待機」や感染防止を目的とした「政府による外出の制限」「募集人の対面自粛」「代理店の休業や業務縮小、対面募集の自粛」などにより、通常の契約手続きが困難といった場合（間接的な影響を受けた場合）も含まれます。

※2 「適用対象者」とは、個人・法人を問わず、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ①新型コロナウイルス感染症による影響を受けた保険契約者
- ②新型コロナウイルス感染症による影響を受け、通常の業務が困難になったまたは縮小した
代理店・扱ひ者の取り扱う契約者
- ③新型コロナウイルス感染症への対応の為に派遣された医療従事者等
- ④その他適用についてやむを得ない事情があると判断された者

【お問い合わせ先】

DIC エステート株式会社 保険部 （東京都中央区日本橋3-7-20 ディーアイシービル）

電 話：03-6733-5528

e-mail：info-hoken@ma.dic.co.jp

- ※ 電話については、情勢により予告なく閉鎖することがございますことを予めご了承願います。
- ※ 当社は、お客さまへの訪問を控えるとともに、事務所での面談を取りやめ、
電話・郵送でご対応させていただきます。

以上